

みんなで決めよう！

**女川原発再稼働
YES or NO**

発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル306

連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）

メール：kenmingakimeru@gmail.com

HP：http://minnadekimeru.jp/

Twitter：みんなで決める会 (@minnade_kimeru)

Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

みんなで決める会ニュース 第2号 2018・8・30

**10月
署名運動
開始!**

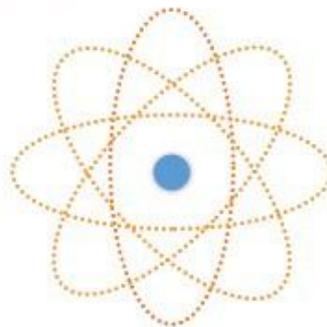
「原発」県民投票条例の制定を求める 直接請求 署名運動 キックオフ集会

日時：2018年9月23日（日）午後1:30～3:30

場所：東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）601 *入場無料
仙台市青葉区国分町3-3-7

<プログラム>

- ①ここまでの運動の進捗報告の上
に署名運動スタートの意思一致
- ②署名用紙の配布/回収等に
関する説明
- ③署名期間中の運動方針の確認
- ④集会終了後、一番町にて街頭
宣伝 など



主催：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）

メール：kenmingakimeru@gmail.com

HP：http://minnadekimeru.jp/

Twitter：みんなで決める会 (@minnade_kimeru)

Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

女川原発再稼働の是非を県民みんなで決めるために、「県民投票条例の制定を求める住民直接請求署名運動」を準備しています。成功のカギは、事前におおぜいの「受任者」（署名収集協力者）を集めておくこと。県内の各市区町村で、様々な団体で事前登録運動が進められています。

受任者事前登録の中間集約をお願いします。一次集約8月末 二次集約9月15日
10月からの署名開始に向けて、受任者（署名収集協力者）事前登録の人数集約の時期となりました。県内の各市区町村の連絡会・実行委員会や、各団体・組織の取りまとめ役の皆さま、集約されている受任者の人数を「みんなで決める会」事務局へお知らせください。

※ 第一次集約8月末 第二次集約9月15日

***** 直接請求署名収集の協力者(受任者)をできるだけ多く集めるために *****
あなたの地域、あなたの所属されているグループや団体での説明会・学習会をご検討ください。

「みんなで決める会」スタッフがご説明に伺います。

※少人数でもOK。時間は1～2時間で大丈夫です。

※当会スタッフへの謝礼・交通費は不要。（できれば、活動へのカンパを集めていただけるとありがたいです。）

※お申し込みは、お名前・開催日時・会場・参加予定人数・ご連絡先を上記のメール、TELへご連絡下さい。

県民投票条例制定を求める直接請求署名に関するQ & A

<http://minnadekimeru.jp/onegai/> もご参照ください

ご質問や疑問など、お寄せください。

Q1・「受任者」とはなんですか？

1. 署名を集めて頂く協力者のことです。地方自治法に基づく署名のため、署名を集めて頂く協力者のことを、法律上の用語で「受任者」といいます。地方自治法では、「署名を集めることができるのは、条例制定の請求代表者か、請求代表者が署名収集を委任して承諾して頂いた受任者だけ」という堅苦しい用語を用いて定められているからです。
2. ですから、皆さんに、「ご家族から署名を集めてほしい」とお願いする場合でも、法律上の用語の「受任者」がお願いして、書いて頂きます。決して堅苦しい役割をお願いするわけではありません。ご家族から署名を集めて頂く上で、ご家族のどなたかお一人に署名を集める協力者＝「受任者」を、お引き受け頂きたいのです。受任者が、ご家族以外に署名をお願いすることも、もちろんOKです。

Q2・「原発反対」の署名運動ですか？

1. 違います。原発の再稼働を「県民投票」によって決定できるようにするための「**県民投票条例制定**」を求める署名をお願いしているのです。原発反対の署名をお願いしているではありません。
2. 県民投票条例が制定されたら、宮城県内にお住まいのすべての有権者が、女川原発再稼働について、各々の考えで「賛成」「反対」を投票して、再稼働「是」「非」の県民総意を明確にします。

Q3・市区町村が異なる実家や独立した子どもたち、知り合いにはどのように？

1. 署名簿には、**受任者と同じ市区町村にお住まいの方に**署名していただきます。同じ市区町村にお住まいであれば、同じ署名簿の用紙に署名してもらいます。
2. 受任者と異なる市区町村にお住まいの方には、別の署名簿に、署名していただきます。「受任者」と署名者は同じ市区町村が原則です。不明な場合は、事務局にご連絡ください。署名数の確認は、市区町村ごとにその選挙管理委員会が行って、全県の総数を集計することをご理解ください。

Q4・署名用紙はいつ頃届くの？

1. 宮城県から請求代表者に証明書が交付（10月1日予定）された後に、証明書(写)・代表者の委任状が付いた署名簿を、紹介者や紹介団体からお届けします（郵送でお届けする場合があります）。
2. 署名の記入方法の説明書も添付しますので、お読みいただき確認してください。その上で、ご家族やお知り合いから自筆で署名して頂いて下さい。署名簿はたくさん用意しますので、足りない場合は、ご連絡ください。集まりましたら、お届けいただくか、ご連絡いただければ回収に伺います。

各地で連絡会や実行委員会が結成されています！



8月29日 推進センター青葉 31人参加(仙台サポセン)

カンパ・賛同金のお願い

署名運動を全県で展開するためには案内や資料などの印刷代、郵送費など多くの費用がかかります。皆さまからのカンパによって、これらをまかなってまいります。ぜひご協力をお願いします。

郵便振替口座 名義：みんなで決める会

口座番号：02250-4-142653